

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	故意の場合の給付制限
法 令 名根 拠条項	国民健康保険法 第60条
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第60条の規定による。

第60条	被保険者が、	自己の故意の犯罪行	為により、	又は故意に疾病にかかり、	又は負傷した
ときは	、当該疾病又	は負傷に係る療養の	給付等は、	行わない。	

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	